

年 月 日

岡山県知事 殿

管理者 住所
" 氏名
電話 ()

エックス線装置等の届出事項の変更届

_____の届出事項の一部を変更したので(変更するので)、医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 病院(診療所)の名称
- 2 所在地
- 3 変更した事項

変更事項	変更前	変更後

4 変更した理由

5 変更年月日 年 月 日

(注意事項)

- 1 本文の下線部には、エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素のいずれかを記入すること。
- 2 様式第23号から様式第28号までのうちのいずれか該当する様式の別紙を添付すること。ただし、変更事項が、エックス線診療又は放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療又は放射線診療に関する経歴に係る事項であるときは添付しなくてよい。